

京都市告示第370号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第2項に規定する道路の廃止の承認をしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法第42条第2項の規定による道路（昭和25年12月8日指定 京都府告示第820号）の指定の一部を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和7年9月8日

京都市長 松井孝治

1 承認事項

番号	年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第6080号	令和7.9.3	メートル 4.000	メートル 10.260	京都市伏見区桃山町金森出雲 3番9、3番26、8番14、 8番16及び市有地の各一部	上手 崇紀、 上手 友子、 浅井 善子、 浅井 のり子

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（都市計画局建築指導部建築指導課）